公益財団法人とちぎ未来づくり財団

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

当財団職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和　７ 年 ７ 月 １ 日 ～ 令和　12 年 ６ 月 30 日

２．目標と取組内容・実施時期

目標１　男女ともに計画期間における職員の育児休業取得率を80%以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

- 令和７年７月～　育児と仕事の両立を図るために、取得できる休暇等の制度について全職員に周知するともに、対象職員には個別に詳細な説明を行う。
- 令和７年７月～　育児と仕事の両立を支援するため必要な職場環境の改善や制度の導入について検討する。
- 令和８年４月～　毎年前年度の実績を把握するとともに、改善が必要な場合は随時対策を行う。

目標２　プロパー職員の超過勤務を令和６(2024)年度比で１０%削減する

＜実施時期・取組内容＞

- 令和７年７月～　年度当初の会議等において、各所属長に対し超過勤務削減の方針等ついて周知を行うとともに職員の意識啓発を図る。
- 令和８年４月～　毎月、全職員の超過勤務状況を把握し、超過勤務実績が多い所属にはヒアリングを等を実施し問題点の把握に努める
- 令和８年４月～　毎年前年度の実績を把握するとともに、上記ヒアリング等で把握した問題点改善のための取組を実施する。